

○豊島区公害健康被害診療報酬審査会条例

昭和50年12月24日

条例第62号

改正 昭和62年12月21日条例第44号

平成11年12月21日条例第43号

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定に基づく診療報酬等の審査を適正かつ円滑に行うため、区長の附属機関として、豊島区公害健康被害診療報酬審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(昭62条例44・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、法第23条第1項の規定による診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬並びに法第24条の規定による療養費の請求に係る診療内容及び額について審査し、区長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、医師及び薬剤師のうちから、区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審査会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(平11条例43・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月21日条例第44号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第43号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。